

# 経 済 要 録

国

内

## ◆大蔵省、外債発行にかかる適債基準を緩和

大蔵省は、8月1日より居住者外債および非居住者国内債にかかる適債基準を緩和した。同措置の主な内容は以下のとおり。

### I. 居住者外債にかかる適債基準

- (1) 銀行無保証外貨建て普通社債・ワラント債およびユーロ円債の格付基準における純資産制限を撤廃する。
- (2) 銀行保証付普通社債の保証前基準を緩和する。
- (3) 銀行保証付ワラント債および親保証付普通社債・ワラント債について、保証後の格付基準を満たす場合に、保証前基準を緩和する。
- (4) なお、各外債ともに、当該債券が発行される市場において無格付での起債が受入れられる場合には、従来の数値基準による起債も可とする。

### II. 非居住者国内債にかかる適債基準

- (1) 公募債のうち、公共債および国際機関債の格付基準を緩和する。
- (2) 公募債のうち、民間債の数値基準を撤廃するとともに、純資産の制限が課せられている転換社債につき、当該制限を撤廃する。
- (3) 私募債について、格付基準を緩和するとともに、主要金融・資本市場における資金調達実績に関する基準を緩和する。

## ◆預貯金金利の変更について

日本銀行政策委員会は、8月3日、①金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更、②勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更、および③福祉年金等の受給者に対する定期預貯金の特例措置についてI. のとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をII. のとおり変更することを決定した。

### I. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更等について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

#### 1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度を下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

- (1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金(期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。次項において同じ。)

預入日に満期日の指定を必要とする定期預金

直近に日本銀行より公表された、預入金額が1千万円以上である定期預金の1週間の預入期間別平均年利率(以下「大口定期預金利率」という。)を基準利率とし、毎月第1月曜日および第3月曜日(第1月曜日および第3月曜日以外の月曜日で、直近に公表された大口定期預金利率のいずれかの預入期間にかかる利率が、当該公表時点において適用されている基準利率の預入期間を同じくするものに対して5%以上の割合で変動した場合を含む。)に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降に預入されるものにかかる年利率の最高限度とする。

イ、預入期間が3か月以上6か月未満のもの  
預入期間3か月の基準利率に、0.8を乗じて算出される率(小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。)

ロ、預入期間が6か月以上1年未満のもの

預入期間6か月の基準利率に、0.83を乗じて算出される率

ハ、預入期間が1年以上2年未満のもの  
預入期間1年の基準利率に、0.86を乗じて算出される率

ニ、預入期間が2年以上3年以下のもの  
預入期間2年の基準利率に、0.89を乗じて算出される率

ただし、以下の各号の区分に応じ当該各号に掲げる利率を下回るときは、当該各号に掲げる利率をそれぞれ年利率の最高限度とする。

イ、預入期間が3か月以上6か月未満のもの  
年1.82% (△0.33%)

ロ、預入期間が6か月以上1年未満のもの  
年3.07% (△0.33%)

ハ、預入期間が1年以上2年未満のもの  
年3.82% (△0.33%)

ニ、預入期間が2年以上3年以下のもの  
年4.07% (△0.33%)

預入日に満期日の指定を必要としない定期預金  
年4.07% (△0.33%)

据置貯金  
年4.07% (△0.33%)

定期積金  
年2.28% (△0.12%)

ただし、市場金利連動型定期積金（預入金額が2万円以上である定期積金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率のうち預入期間が1年のもの（以下「1年物大口定期預金利率」という。）を基礎として利回りが設定されるものをいう。）については、次のとおりとする。

前月の第2月曜日の属する週の最終営業日に公表された1年物大口定期預金利率を基準利率とし、3月、6月、9月および12月の第1月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ初回の預入が当該月曜日以降に行われるものにかかる年利回りの最高限度とする。

イ、契約期間が3年未満のもの  
基準利率に、0.6を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ロ、契約期間が3年以上のもの  
基準利率に、0.65を乗じて算出される率

貯蓄預金（期間の定めおよび据置期間がない預金であって、日本銀行より公表された大口定期預金利率のうち、預入期間が3か月のもの（以下「3か月物大口定期預金利率」という。）を基礎として利率が設定されるものをいう。）

直近において公表された3か月物大口定期預金利率を基準利率とし、毎月第1月曜日に、以下の各号により算出される率をそれぞれ当該月曜日以降の1日の最終残高にかかる年利率の最高限度とする。

イ、無料で払戻すことができる回数を毎月1日から末日までの間について5回以内とするもの

最終残高が40万円以上である日においては基準利率に0.6を乗じて算出される率（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ただし、年2.1% (△0.12%)を下回るときは年2.1% (△0.12%)

最終残高が40万円を下回る日においては年0.27% (△0.08%)

ロ、その他のもの

最終残高が20万円以上である日においては基準利率に0.5を乗じて算出される率

ただし、年2.1% (△0.12%)を下回るときは年2.1% (△0.12%)

最終残高が20万円を下回る日においては年0.27% (△0.08%)

当座預金 無利息

納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。次項において同じ。）  
年1.13% (△0.12%)

その他の預金 年0.63% (△0.12%)

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上または預入期間が3か月以上で預入金額が3百万円以上である定期預金および据置貯金、契約期間が1か月以上で預入金額が1千万円以上である定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定期積金については適用しない。

## (2) 実施日

平成4年8月17日

ただし、平成4年8月16日までに受入れた期間の定めがある預金については、当該期間の定めがある預金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

## 2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)および(2)のとおり変更し、下記(3)により実施する。

- (1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものならびに同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたものおよび最終預入日の3年前の日の前日以後において、当該預金または貯金の元本の合計額が同条第4項第3号に規定する最高限度額を超

えることとなったもののうち、期間の定めがあつて預入日に満期日の指定を必要としないもので預入後2年を経過したもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、前記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年4.57%(+0.17%)とする。

- (2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であつて、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めがあつて預入日に満期日の指定を必要としないもので預入後2年を経過したもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、前記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかわらず年4.47%(+0.07%)とする。

## (3) 実施日

平成4年8月17日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めがあつて預入日に満期日の指定を必要としないもので預入後2年を経過した預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成4年8月16日までに受入れたものについては、当該預金または貯金の預入期間満了の日までは、なお従前の例による。

3. 金融機関が、前記1.(2)の金利の最高限度の変更日から大蔵大臣が別に定める日までの間に、福祉年金等の受給者(別表<略>に規定する者をいう。)から1人につき300万円の範囲内で受入れる預入期間1年の預入日に満期日の

指定を必要とする定期預金または定期貯金については、その金利につき前記1. (1) および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定を適用しない。

II. 平成4年8月17日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

預入日に満期日の指定を必要としない定期預金

預入後1年を経過したもの 年3.82%以下(Δ0.33%)

預入後2年を経過したもの 年4.07%以下(Δ0.33%)

ただし、

イ、期限前払戻の場合の預入期間中の利率

(イ) 預入期間が6か月未満の場合 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 預入期間が6か月以上1年未満の場合 年2.32%以下(Δ0.33%)

(ハ) 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 年2.82%以下(Δ0.33%)

(ニ) 預入期間が1年6か月以上の場合 年3.57%以下(Δ0.33%)

ロ、期限後利率

(イ) 現払の場合(他預金への振替を含む。) 当該現払が行われる日の普通預金の利率以下

(ロ) 預入日に満期日の指定を必要としない定期預金または据置貯金に継続書替の場合 継続預入後の、預入日に満期日の指定を必要としない定期預金または据置貯金の当該継続書替が行われる日の利率

据置貯金

期間3か月のもの 年1.82%以下(Δ0.33%)

期間6か月のもの 年3.07%以下(Δ0.33%)

期間1年のもの 年3.82%以下(Δ0.33%)

期間2年のもの 年4.07%以下(Δ0.33%)

ただし、

イ、期限前払戻の場合の預入期間中の利率 預入日に満期日の指定を必要としない定期預金の利率に準ずる

ロ、期限後利率 預入日に満期日の指定を必要としない定期預金の利率に準ずる

定期積金(市場金利連動型定期積金を除く。以下同じ。) 年2.28%以下(Δ0.12%)

ただし、期限前払戻の場合の契約期間中の利回り 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

(2) 当座預金 無利息

(3) 納税準備預金(納税貯蓄組合預金を含む。以下同じ。) 年1.13%以下(Δ0.12%)

ただし、納税目的以外の事由により払出のあった場合の、その払出の属する利息計算期間中の利率 普通預金の利率以下

(4) その他の預金 普通預金および普通貯金 年0.38%以下(Δ0.12%)

通知預金 年0.63%以下(Δ0.12%)

ただし、据置期間中に払戻のあった場合の預入期間中の利率 当該払戻が行われる日の普通預金の利率以下

別段預金およびその他の雑預金 年0.38%以下(Δ0.12%)

## 2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件（昭和23年1月大蔵省告示第4号）第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、預入日に満期日の指定を必要としない定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとする事ができる。

## 3. 経過措置

上記1. および2. にかかわらず、平成4年8月16日までに受入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該預金、貯金および定期積金の預入期間または契約期間満了の日までは、なお従前の例による。

### ◆郵便貯金利率の変更について

政府は8月12日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、8月17日から実施することを閣議決定した（「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は、8月12日付で公布）。

#### 主な郵便貯金の利率

(単位 年%)

|             | 変更後  | 変更前  |
|-------------|------|------|
| 通常郵便貯金      | 1.80 | 1.92 |
| 定額郵便貯金      |      |      |
| 1年未満        | 2.32 | 2.65 |
| 1年以上1年6か月未満 | 2.82 | 3.15 |
| 1年6か月以上2年未満 | 3.57 | 3.90 |
| 2年以上2年6か月未満 | 3.92 | 4.25 |
| 2年6か月以上3年未満 | 3.97 | 4.30 |
| 3年以上        | 4.07 | 4.40 |

### ◆国家公務員の給与改定等に関する人事院勧告について

人事院は、8月7日、国会および内閣に対し、①一般職国家公務員給与を平均+2.87%上げること、

②扶養、通勤、住居等諸手当の引上げを図ること、の2点を主な内容とする勧告を行うとともに、研究職の職員を対象としたフレックスタイム制（5年4月実施）の導入等について報告した。

### ◆「金融行政の当面の運営方針」について

大蔵省は、8月18日、「金融行政の当面の運営方針—金融システムの安定性確保と効率化の推進」を発表した。これは金融システムに対する不信感の広がりを受けて、株価低迷への対応、融資対応力の確保、不良資産の処理などについての認識と対応策を示したもの。内容は以下のとおり。

#### I. 金融システムの安定性確保

##### 1. 株価低迷への当面の対応

最近の株価低迷に伴い、金融機関の株式評価損が増大している。従来、金融機関は、株式の含み益を益出しすることによってこうした株式評価損の償却に対処してきたが、金融機関による決算対策のための益出しは、株式市場が低迷を続ける中で、益出し—株価下落—益出しの悪循環に陥るおそれがあるとともに、今後、不良資産の償却負担に備える必要がある中で、徒らに金融機関の体力の消耗を招きかねない。このような状況に鑑み、下記の措置を講じる。

##### ①安易な益出しの抑制

株式市場への悪影響と体力の消耗とを回避すべく、金融機関による決算対策のための安易な益出しを極力抑制するよう求める。

##### ②配当性向基準の適用の一時停止

金融機関が内部留保の充実に努めることは重要であり、そのために配当性向を公表利益の40%以内に抑制するよう指導基準を定めているところである。しかしながら、現状のように多額の株式評価損が発生している中で、株主の信頼を引き続き確保する上で必要な配当を行うためには、現行の指導基準の下では、金融機関が、無理な益出しをせざるを得ないことが懸念される。このような事態を回避するため、配当性向に関する現行の指導基準の適用を一時停止することとする。

##### ③株式評価損償却の中間決算における対応

最近、株式市場において取引が低調な中で株

価の変動が大きくなっている現状に鑑み、中間財務諸表作成基準においては、中間期における株式評価損は、中間財務諸表に注記することとした上で、当該評価損の償却を本決算期まで計上しないことができることとなっている旨を周知する。

## 2. 融資対応力の確保

いわゆる「バブル」の崩壊に伴う株価及び不動産価格の下落は、含み益の減少や不良資産の増大を通じて、金融機関の内部蓄積を減少させることとなるため、金融機関の融資対応力が低下するおそれがある。金融は、経済活動を健全かつ円滑に行っていく上で、人体にたとえれば、いわば血液としての極めて重要な役割を担っている。我が国経済の安定的発展を図るためには、万が一にもこうした金融システムの重要な役割に滞りがないよう、金融機関の融資対応力の確保に努める必要がある。

### ①貸し渋り批判への対応

最近、金融機関の貸出の伸びが低下していることから、金融機関の必要以上に厳しい融資審査等により「貸し渋り」が生じているのではないかと批判がある。貸出の伸びが低下している背景には、基本的には借手企業の資金需要の低迷があり、全体としてみれば現状においては、健全な経済活動に必要な資金供給が阻害されているとは考えられない。

しかしながら、不動産関連融資等の一部の個別案件については、バブル期における過剰融資等の反省から、金融機関の審査姿勢が、過度に消極的になっている例も見受けられるところである。もとより、金融機関がバブル期の安易な融資姿勢を改め、審査の適正化を図ることは必要なことであるが、過度に消極的な融資姿勢により、健全な経済活動に必要な資金供給が阻害されることがあってはならず、そのために金融機関の適切な対応を求める。

### ②自己資本の充実

金融機関が、健全な経済活動に見合った融資対応力を確保するため、自己資本の充実に

努めることは、極めて重要である。現在、株価下落等に伴う含み益の減少等から、金融機関の融資対応力の低下が懸念されており、金融機関の融資対応力の確保を図るため自己資本の一層の充実が望まれるところである。

こうした観点から、株式市場の低迷で金融機関の増資が困難な状況に鑑み、期限付劣後ローンの取入れ等を引き続き進めるとともに、今般、永久劣後債及び強制転換権付劣後転換社債などの導入を行ったところである。今後とも永久劣後ローンなどの新たな自己資本充実手段の拡充を図ることとしたい。

### ③債権の流動化

債権の流動化については、金融仲介機能を拡充する観点から、従来より一般貸出債権や住宅ローン債権について、その流動化を進めてきたところである。こうした債権の流動化は、金融仲介機能の強化により、金融機関の融資対応力の拡充に資することとなるため、既存の方式について更に活性化を促すとともに、新たに信託方式を活用するなど、債権流動化のための手段についても一層の多様化に努める。

なお、来年3月末以降最終目標（8%以上）が適用されるB I S基準については、上記②、③の措置により、おのずから対応できるものと考えている。

## 3. 不良資産の処理

不良資産処理問題の解決が速やかに進展しないことが金融システムへの不安感を醸成するとともに、不動産取引の低迷の要因となり、ひいては景気回復を図る上での障害となっているとの批判がある。こうした観点から、不良資産処理方針の早期確定とその計画的・段階的処理が急務であり、これにより国民の金融システムへの不安感を払拭するとともに、その安定性の確保に努めることが極めて重要である。

### ①個別問題の早期処理

住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題は、極めて多数の金融機関が関与し、利害関係が従来になく錯綜しているため、その解

決には、大変な困難を伴うとともに長期間を要するものとなっている。これらの問題の解決にむけての関係者の努力は、当局としても十分承知しているところである。しかしながら、こうした個別問題の処理が遅れることにより、国民の金融システムに対する不安感を醸成する恐れがあることも事実であり、関係者には、金融システムの安定性確保の重要性を認識した上での更なる努力を促し、処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての一層の努力を要請する。

#### ②担保不動産の流動化

不良資産の処理方針の早期確定と計画的・段階的処理を図り、併せて不動産の流動化に資するため、民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策につき早急な検討を行う。

#### ③不良資産処理のための環境整備

不良資産の処理が円滑に促進されることが、金融システムの安定性確保のために極めて重要であり、ひいては国民経済の発展に資するとの観点から、税務上の取り扱いをも含め、必要な環境整備に努める。

#### ④ディスクロージャーの充実

金融機関の経営の健全性と、一層の透明性確保を図るため、現在、金融制度調査会において、不良資産額の積極的な開示・公表の検討がなされている。この検討を踏まえ、本年度決算期より金融機関が不良資産額のディスクロージャーを実施することを期待する。更に、今中間決算時点での不良資産額についても、その概況を当局が本年3月時点と同様にとりまとめ、公表する。

### II. 金融システム効率化の推進

昭和50年代後半以降、金融の自由化、国際化、証券化の動きが急速に進展し、金融機関を取り巻く環境変化は著しいものがある。当局も、こうした金融環境の変化に対応した金融機関の業務展開を可能とする枠組み作りに努めてきたところであり、これまで金融機関は、再編成を含め自由化等への対応を着実に進めてきている。こうした環境の大きな変化の

中で、いわゆるバブル経済の崩壊によって引き起こされた厳しい調整局面を迎えており、金融システムの効率化にむけての一層の努力が求められている。

#### ①金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性を活かしつつ、金融環境の変化に対応した業務の展開を行えるよう、先般成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実施を図る。

また、金融面での諸規制・諸慣行の見直しについても積極的に対応する。

#### ②金融機関経営の一層の合理化

金融機関経営を取り巻く環境は、金融自由化等への対応に加え、「バブル」の崩壊に伴う不良資産の増大や内部蓄積の減少等を通じ、殆どの現在の経営者が未だかつて経験したことがないほど厳しい局面に直面している。金融機関においては、これまでも経営の合理化を進めてきているが、現在の我が国金融システムが直面する種々の困難を克服し、引き続きその役割を果たしていくためには、更なる努力が求められている。こうした観点から、金融機関には、経営組織全体を通じた厳しい自助努力による最大限の合理化努力を要請することとしたい。

### ◆総合経済対策について

政府は8月28日、経済対策閣僚会議を開催し、「総合経済対策」を決定した。その概要は以下のとおり。

#### 1. 公共投資等の拡大

公共投資等については、公共用地の先行取得を含め次のとおり、総額8兆6,000億円の事業規模を確保する。

- (1) 一般公共事業については、引き続き施行の促進を図るとともに、各地域経済の実情を踏まえ、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮しつつ、事業費3兆4,000億円を追加する。
- (2) 災害復旧事業については、復旧進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費5,000億円を追加する。
- (3) 国民生活基盤、研究開発基盤の充実を図るた

め、文教施設、研究施設等をはじめ各種施設等の整備を積極的に推進することとし、事業費5,500億円を追加する。

- (4) 公共用地の先行取得を含め公団等の事業費5,500億円を追加する。
- (5) 地方単独事業についても、引き続き施行の促進を図るとともに、地域の実情に即して道路、下水道、一般廃棄物処理施設等の住民に身近な社会資本の整備等を一層積極的に推進することとし、これに必要な地方債の追加等を行い、1兆8,000億円の事業費を確保する。

また、公共用地の先行取得については、地方債の積極的活用等により、1兆円の事業費を確保する。

- (6) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫及び年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充を行い、事業規模8,000億円を追加する。

## 2. 公共用地の先行取得

公共事業等の円滑な実施を図るとともに土地取引の流動化にも資するため、地価動向に十分配慮しつつ、公共投資等の拡大のうち、次のとおり総額1兆5,500億円の規模で公共用地の先行取得を行う。

- (1) 用地の先行取得のための国庫債務負担行為について事業費1,500億円を追加する。
- (2) 道路整備特別会計、都市開発資金融通特別会計等において、用地の先行取得のため事業費2,500億円を追加する。
- (3) 日本道路公団、住宅・都市整備公団等における用地の先行取得のため、事業費1,500億円を追加する。
- (4) 地方公共団体等における用地の先行取得の促進を図るため、土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得債等による積極的な対応を図ることにより、全体として事業費1兆円の確保を図る。

また、日本国有鉄道清算事業団用地及び市街化区域内農地の先行取得については、利子負担軽減のため所要の措置を講ずる。

- (5) なお、土地取引の目安として地域の地価動向に関する情報を市場に提供するため、短期的な地価動向を迅速に把握、提供する体制の充実を

図る。また、現下の地価動向にかんがみ、公共用地の先行取得が現在の地価を反映した適正な価格で行われるよう、各種地価情報の収集、活用体制の充実を図る。

## 3. 住宅投資の促進

住宅投資については、宅地の円滑な供給を図りつつ、住宅建設を促進するため、住宅金融公庫および年金福祉事業団等の住宅融資制度を拡充する。

### (1) 住宅金融公庫

- ① 貸付枠1万戸の追加を行うとともに、申込受付期間を拡大する。
- ② 個人住宅の建設、購入を促進するため、特別割増貸付の貸付額を増額する(200万円)。
- ③ 良好な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象となる住宅の面積上限を引き上げる(現行220m<sup>2</sup>を240m<sup>2</sup>に改定)とともに、大型住宅の貸付限度額を増額する(100万円)。
- ④ 優良分譲住宅等の購入を促進するため、貸付対象となる竣工後経過期間を延長する(現行2年を3年に延長)。
- ⑤ 中古住宅市場を活性化するため、中古住宅に対する融資制度を拡充する(金利の基準金利への引下げ、償還期間の延長、特別割増貸付けの200万円増額)。
- ⑥ 良質な民間賃貸住宅の建設を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する(180万円)。
- ⑦ 住宅の改良を促進するため、特別割増貸付けの貸付額を増額する(100万円)とともに、マンション管理組合に対する債務保証限度額を引き上げる(現行50万円を100万円に改定)。
- ⑧ 駐車場整備を促進するため、住宅建設に伴う駐車場設置に係る融資制度を拡充する(戸建住宅を駐車場割増貸付けの対象に追加する等)。
- ⑨ 宅地供給を促進するため、宅地造成に対する融資制度を拡充する(現行融資率5～8割を8～9割に改定)。

### (2) 年金福祉事業団

年金福祉事業団の特別貸付けの被保険者期間区分の見直しを行うとともに、貸付対象となる住宅の面積上限を引上げる(現行220m<sup>2</sup>を240m<sup>2</sup>に改定)。

### (3) その他

勤労者の持家取得を促進するため、雇用促進事業団及び住宅金融公庫等の勤労者財産形成持家融資制度を拡充する（貸付最高限度額の引上げ等）。

## 4. 民間設備投資の促進

### (1) 設備投資を促進するための税制上の措置

省力化、合理化関連等の民間設備投資を促進するため、臨時時限の措置として、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用、研究開発に資する設備約130設備を、中小企業新技術体投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制、基盤技術研究開発促進税制の対象に追加する（10月1日実施）。本措置により、直接対象となる設備のほか、それに付随して購入される設備等を加えれば、相当規模の投資が促進されるものと期待される。

### (2) 政府関係金融機関融資の活用等

民間設備投資を促進するため、日本開発銀行、北海道東北開発公庫等において総額9,000億円程度の貸付枠の追加等を行うとともに、省力化、省エネルギー、環境対策投資等のための融資制度を拡充する。

### (3) 電力事業、ガス事業、NTT、KDD等の設備投資の円滑な実施

## 5. 中小企業対策等

厳しい経営環境下において、中小企業に対する一層の金融の円滑化を図るとともに、中小企業の構造改革を促進するため、政府関係中小企業金融機関等を通じ、以下のような措置を講ずること等により、総額1兆2,000億円規模の貸付枠の追加等を実施する。

### (1) 中小企業の経営安定対策

- ① 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、国民金融公庫及び中小企業金融公庫等の貸付限度額に大幅な別枠を設けること等により貸付規模を拡大する。
- ② 中小企業の経営安定を図るために必要な低利資金を供給するため、緊急経営支援貸付制度を中小企業体質強化資金助成制度において創設する。
- ③ 小企業等の経営安定を図るため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）

等の貸付限度額を引き上げる。

### (2) 中小企業の機構改革のための設備投資促進等

- ① 時短促進のための省力化、環境対応、流通業対策等、中小企業が必要とする構造改革を支援するため、政府関係中小企業金融機関及び中小企業体質強化資金助成制度を通じた低利資金の融資制度を設ける等の措置を講ずる。
- ② 中小企業の省力化、合理化関連等の設備投資を促進するため、中小企業の高度化、環境にも配慮したエネルギーの有効利用等に資する設備を、投資促進税制の対象に追加する。
- ③ 中小企業事業団の高度化融資事業を前倒して実施する。
- ④ 中小食料品小売業者等の流通の改善、農林漁業金融の円滑化等を図るため、農林漁業金融公庫の低利融資制度の延長等を行う。

### (3) 下請企業対策

下請取引オンライン・ネットワークシステムによる全国規模のあっせんの開始等下請取引あっせんの強化を行う。

## 6. 雇用対策

雇用動向についての情報の収集、分析を迅速かつ的確に行うとともに、失業を伴わない労働移動の円滑化を図り、併せて、雇用調整助成金の支給対象となる業種の指定基準の緩和に係る暫定措置を設け、業種指定を機動的に行うことにより、事業転換や能力向上のための教育訓練、出向、一時休業による雇用維持を図る。

## 7. 生活ニーズの多様化への対応

- (1) 民生分野を中心とした新規需要の開拓
- (2) 利用者の立場に立った行政の情報化等
- (3) 消費者信用の適切な活用
- (4) 集客努力による購買意欲の喚起

## 8. 輸入の促進

- (1) 外貿ターミナル等輸入インフラの整備を推進するとともに、輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン）の整備を促進する。また、これと関連して総合保税地域制度の積極的な活用を図る。
- (2) 外国企業の対日輸出努力を支援するためのビジネス・サポーティング・センターを設置する等日本貿易振興会の輸入促進機能の強化を図る。

(3) 一層の輸入促進を図るための特別の措置として、日本開発銀行等の輸入体制整備融資及び日本輸出入銀行の製品輸入金融の金利の引下げを図る等輸入促進のための政策金融を拡充する。

(4) 政府の施設等の整備に係る政府調達において、外国製品の輸入が行われるよう配慮する。

(5) 市場アクセスの改善を図る観点から、OTDの活動の充実を図る。

## 9. 金融システムの安定性の確保

金融機関に対し、従来以上の徹底した合理化努力を前提としつつ、金融システムの安定性の確保と資金の円滑な供給を図るべく金融機関自身が総力を挙げて取り組むよう要請するとともに、政府としても、以下のような対策を講ずることとする。

### (1) 金融機関の不良資産問題

①民間金融機関の協調による、担保不動産の流動化のための方策の検討を急ぎ、遅くとも年内に具体的成案を得る。

②金融をとりまく環境の変化を踏まえ、金融機関の不良資産の迅速かつ的確な処理が図れるよう、税務上の取扱いについて実態に即した運用を行うとともに、国税当局の審判体制を整備する。

③金融制度調査会における不良資産額の積極的な開示・公表の検討を踏まえ、本年度決算期より各金融機関が不良資産額のディスクロージャーを実施することを期待する。なお、今中間決算時点での不良資産額については、その概況を本年3月末時点と同様に取りまとめ、公表する。

④住宅金融専門会社、ノンバンク等の個別問題については、その処理方針の早期確定と計画的・段階的処理に向けての関係者の一層の努力を要請する。

### (2) 金融機関の融資対応力の確保

金融機関の融資対応力を確保し、資金の円滑な供給を図り、貸し渋りという事態が生ずることのないよう、以下のような対策を講ずる。なお、これらの措置により、平成5年3月末のBIS自己資本比率最終基準（8%以上）への対応が可能となるものと考えられる。

①永久劣後債及び強制転換権付劣後転換社債などの導入が行われているところであるが、今後とも、永久劣後ローンなどの新たな自己資本充実

手段の拡充を図る。

②債権の流動化の手段について、新たに信託方式を活用するなど一層の多様化に努める。

### (3) 金融制度改革の実施

金融機関が自主的な判断に基づき選択した経営路線に従って、経営上の創意工夫を発揮し、自らの特性をいかしつつ、金融環境の変化に対応した業務の展開を行えるよう、先般成立した金融制度改革法の着実かつ円滑な実施を図る。

## 10. 証券市場の活性化等

証券市場が企業の長期資金の調達及び国民の資産形成の場としての本来の機能を果たせるよう、安定的で活力ある市場の確立に向けて、以下のような株式運用規制の緩和等の対策を講じ、個人及び機関投資家等の株式市場への参加を促進する。

### (1) 株式運用規制の見直し

①公的資金（郵貯、簡保等）による簡易保険福祉事業団等を通じる単独運用指定金銭信託（指定単）への運用について、その株式組入れ比率の制限を設けない新たな指定単を設けるとともに、財政投融资計画の資金運用事業の資金に1兆1,200億円の追加を行う。

これに4年度財政投融资計画に資金運用事業として計上されている分から設定されているものを併せ、新たな指定単へ運用される額は2兆8,200億円となる。

②貸付信託の運用対象に株式を追加する。

③実績配当型金銭信託（株式組入れ限度20%）の創設を早期に実現する。

### (2) 政府保有株式の売却の凍結等

日本電信電話株式会社株式について、平成4年度と平成5年度の2年間、売却を凍結する。また、東日本旅客鉄道株式会社株式及び日本たばこ産業株式会社株式については、平成4年度は売却を見送る。

### (3) 個人投資家の長期的で安定的な株式投資の促進

①個人投資家の長期的で安定的な株式保有を促進するため、長期保有に適した株式投資信託の商品開発等を推進する。

②従業員持株制度の一層の促進を図るため、制度運用を弾力化する。

③株式の投資単位の引下げを促進するため、発行企業に対し単位のくくり直しや株式分割を要請するとともに、株式累積投資制度等单位株未満の株式投資が可能となるような方策を速やかに検討する。

④本年4月に実施された利益配分ルール等を踏まえつつ、発行企業に対し引き続き配当性向の引上げ等を要請する。

(4) 企業の資金調達環境の整備

①社債発行限度規制の撤廃、受託制度の見直し等を柱とする社債関連法の改正法案を次期通常国会に提出すべく検討を進める等引き続き社債市場における諸規則、諸慣行の見直し、撤廃を図る。

②公正で円滑な株式公開の仕組みを確保するため、東京証券取引所、日本証券業協会における検討状況も踏まえ、株式公開制度の見直しを行う。

③自己株式の取得及び保有に関する規制の見直しについて、商法をはじめ幅広い観点からの検討を促進する。

(5) 証券会社の適正な投資勧誘の推進

証券市場への円滑な資金供給を図る観点から、日本証券業協会を中心に、法令等についての照会制度の導入等により証券営業に関するガイドラインの充実、周知徹底を図り、証券会社の適正な投資勧誘の円滑な推進を図る。

(6) 金融機関による安易な益出しの抑制等

金融機関に対し、決算対策のための安易な益出しの抑制を要請し、併せて配当性向基準の適用の一時停止等の措置を講ずる。

(7) 先物取引の在り方の検討

現物・先物両市場の健全な発展を図る観点から、先物取引等に関し、市場管理、取引制度、商品性の在り方等について幅広く関係者の意見を聴きつつ検討する。

(8) 証券関連税制の検討

証券関連の税制については、以上の諸措置及び税財政全体の関連を踏まえ、平成5年度税制改正の過程において検討する。

11. 金融政策の機動的運営

内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

総合経済対策の概要

(単位 億円)

| 区 分                   | 事業費     |
|-----------------------|---------|
| 1. 公共投資等の拡大           |         |
| (1) 公共事業関係費           | 39,000  |
| ① 一般公共                | 34,000  |
| 当年度完了                 | 22,500  |
| 国費付国債                 | 4,000   |
| ゼ口国債                  | 6,000   |
| 用地国債                  | 1,500   |
| ② 災害                  | 5,000   |
| (2) 施設費等              | 5,500   |
| (3) 公団等               | 5,500   |
| (4) 地方単独事業            | 18,000  |
| (5) 公共用地先行取得等事業債等     | 10,000  |
| (6) 住宅金融公庫等           | 8,000   |
| 小計                    | 86,000  |
| 2. 中小企業対策及び民間設備投資の促進等 | 21,000  |
| (1) 中小企業対策            | 12,000  |
| (2) 民間設備投資の促進等        | 9,000   |
| 合 計                   | 107,000 |

## ◆現行金利一覧

(4年9月16日現在) (単位 年%)

|   | 金利   | 実施時期  | ( ) 内<br>前回水準   |
|---|--|---|---|
| 公定歩合<br>・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合<br>・その他のものを担保とする貸付利子歩合  | 3.25<br>3.5  | 4. 7.27   | (3.75)<br>(4.0)   |
| 短期プライムレート   | 4.75   | 4. 8. 4   | (5.25)  |
| 長期プライムレート   | 5.7  | 4. 9. 1   | (6.1)   |
| 住宅ローン<br>・固定金利型<br>・変動金利型   | 6.78<br>6.0  | 4. 3. 2   | (7.32)<br>(6.9)   |
| 政府系金融機関の貸付基準金利<br>・日本開発銀行<br>・中小企業金融公庫・国民金融公庫<br>・住宅金融公庫  | 5.7<br>5.7<br>4.9  | 4. 9. 1   | (6.1)<br>(6.1)<br>(5.2)   |
| 資金運用部預託金利 (期間3年~5年)<br>(期間5年~7年)<br>(期間7年以上)  | 5.0<br>5.45<br>5.5   | 1. 7.28   | (4.75)<br>(5.5)<br>(6.0)  |
| 銀行等の預貯金金利<br>(日本銀行のガイドライン利率)<br>・定期預金 (期日指定定期)<br>1年<br>2年<br>・普通預金<br>・貯蓄預金 40万円タイプ<br>20万円タイプ<br>・定期積金<br>・市場金利連動型定期積金<br>3年未満<br>3年以上<br>・通知預金 | 3.82<br>4.07<br>0.38<br>2.10<br>2.10<br>2.28<br>2.50<br>2.71<br>0.63 | 4. 8.17   | (4.15)<br>(4.4)<br>(0.5)<br>(2.27)<br>(2.22)<br>(2.4)<br>(2.56)<br>(2.78)<br>(0.75) |
| 郵便貯金金利<br>・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)<br>・積立貯金 (1年)<br>・通常貯金  | 2.82<br>2.67<br>1.8  | 4. 8.17   | (3.15)<br>(2.73)<br>(1.92)  |
| 信託配当率<br>・指定金銭信託合同運用口 ㉑<br>1年以上のもの<br>2年以上のもの<br>5年以上のもの<br>・貸付信託 ㉒<br>2年のもの<br>5年のもの   | 3.82<br>4.12<br>4.7<br>4.27<br>4.82                                  | 4. 8.17<br>4. 8.17<br>4. 9. 6<br>4. 8.21<br>4. 9. 6 | (4.15)<br>(4.45)<br>(5.1)<br>(4.6)<br>(5.22)  |

(注) 1. 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。  
2. 貯蓄預金については、郵便貯金においても取扱い。  
3. 信託配当率は各行自主決定金利。  
㉑ 既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。  
㉒ 実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

## ◆公社債発行条件

(4年9月16日現在)

|              |  | 発行条件   | 改定前発行条件                                  |
|--------------|--|--|--|
| 国債 (10年)     | 応募者利回 (%)<br>表面利率 (%)<br>発行価格 (円)            | <9月債><br><u>4.804</u><br><u>5.0</u><br><u>101.32</u>                 | <8月債><br>5.253<br>5.4<br>100.96          |
| 割引国債 (5年)    | 応募者利回 (%)<br>同税引後 (%)<br>発行価格 (円)            | <9月債><br><u>4.563</u><br><u>3.647</u><br><u>80.00</u>                | <7月債><br>5.434<br>4.321<br>76.75         |
| 政府短期証券 (60日) | 応募者利回 (%)<br>割引率 (%)<br>発行価格 (円)             | (8月3日発行分~)<br><u>3.141</u><br><u>3.125</u><br><u>99.4863</u>         | (4月13日発行分~)<br>3.646<br>3.625<br>99.4041 |
| 政府保証債 (10年)  | 応募者利回 (%)<br>表面利率 (%)<br>発行価格 (円)            | <9月債><br><u>5.175</u><br><u>5.1</u><br>99.50                         | <8月債><br>5.477<br>5.4<br>99.50           |
| 公募地方債 (10年)  | 応募者利回 (%)<br>表面利率 (%)<br>発行価格 (円)            | <9月債><br><u>5.214</u><br><u>5.1</u><br>99.25                         | <8月債><br>5.516<br>5.4<br>99.25           |
| 利付金融債 (3年物)  | 応募者利回 (%)<br>表面利率 (%)<br>発行価格 (円)            | <9月債><br><u>4.500</u><br><u>4.5</u><br>100.00                        | <8月債><br>5.000<br>5.0<br>100.00          |
| 利付金融債 (5年物)  | 応募者利回 (%)<br>表面利率 (%)<br>発行価格 (円)            | <9月債><br><u>4.800</u><br><u>4.8</u><br>100.00                        | <8月債><br>5.200<br>5.2<br>100.00          |
| 割引金融債        | 応募者利回 (%)<br>同税引後 (%)<br>割引率 (%)<br>発行価格 (円) | <9月債><br><u>3.820</u><br><u>3.114</u><br><u>3.66</u><br><u>96.30</u> | <8月債><br>4.155<br>3.391<br>3.97<br>96.01 |

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

◆米国連邦公開市場委員会（FOMC）、6月30～7月1日開催の同委員会の議事録を公表

米国連邦公開市場委員会は、8月21日、6月30～7月1日開催の同委員会において採択された金融調節方式に関する議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

1. 足元の景気動向および金融調節スタンス

足元の米国景気の動向をみると、景気は緩やかに拡大しつつあるとの認識。すなわち、個人消費は第1四半期好伸の後、第2四半期は自動車需要が増大したにもかかわらず減速し、住宅投資も集合住宅を中心に伸びが低下している。反面設備投資は航空機を除く非国防資本財の出荷が拡大するなどコンピュータ投資を中心に回復しており、在庫も4月に若干増加を示している。また生産面でも、鉱工業生産は、自動車、情報関連機器を中心に増加。これを反映し稼働率も上昇している。

さらに雇用面では、非農業雇用者数が5月時点で4か月連続の増加となっている。もっとも求職者の増加により5月の失業率は7.5%と大幅に上昇した。貿易収支は、航空機を中心とした輸出の減少と資本財輸入の拡大を反映した輸入の増加により、4月は赤字幅を拡大。物価面では、PPI、CPIともコアベースでは引続き落ち着いた動きとなっている。

この間、金融調節スタンスについてみると、前回のFOMC（5月19日）では現状のスタンスを維持しつつ、今回FOMC開催までの期間中についての政策スタンス変更の余地は中立型にするとの方針が採用された。こうした方針のもと、期間中FFレートは3.75%前後で推移。

マネーサプライの動向をみると、M<sub>2</sub>、M<sub>3</sub>は引続き低迷し、6月は一貫してターゲット・レンジの下限を下回った。小口、大口を問わず定期預金が減少しているが、これは年初来預金機関が借入れ需要の弱さと自己資本比率向上の観点から定期預金金利を急速に引下げたことによる。またM<sub>1</sub>も6月には伸びを低めた。

2. 先行きの景気・物価動向に関するFOMCの見解

先行きの景気についてのFOMCメンバーの見方をうかがうと、景気は緩やかながらも持続的

な拡大方向にあり、インフレ圧力も低下方向との見方で一致。しかしながら、多数のメンバーが、経済活動全般において自律的な拡大の動きが不足している点に懸念を表明し、雇用と所得の低迷、バランスシートの改善努力、マネーおよび貸出の低迷が景気のダウンサイドリスクの大きさを示唆しているとの見方を提示。もっともその他のメンバーは、景気の拡大は確実性を増しており、先行きの景気後退のリスクはより中立的になっていると主張。

景気が持続的な拡大方向にあるとの判断の背景としては、①家計、企業のバランスシート調整はいまだ不完全で支出抑制の動きが続いているが、金利の大幅な低下によってこのような抑制は緩和されてきていること、②同時に金融機関も貸出姿勢を積極化していること、③家計部門の利払い負担が依然として大きいにもかかわらず個人消費が上昇傾向にあること、④緩やかながら設備投資の拡大が見込まれること、等が指摘されている。

なお物価については、マネーサプライの長期間にわたる伸び悩みと製品、労働需給の引緩みから、コアベースで来年末にかけて低下していくものと予想。

3. 先行きの金融政策に関するFOMCの見解

当面の金融調節スタンスについては現状の金融調節スタンスを維持することで合意。また先行きの政策スタンス変更の余地については、景気回復に不確実性が存在し、期待される回復が達成されないおそれがあることから、金融緩和の可能性を留保する方針を採用。ただしLaWare、Melzer両理事は、①現状の金融政策は潜在成長力に見合った経済の成長を阻害しているわけではないこと、②前回FOMCにおいて、金融政策の変更の余地を中立型に変更した後、今回再び緩和方向に戻すと、金融政策に対する信頼感を損ない、ドル相場や長期金利に悪影響を及ぼす可能性があること、等の理由から、先行きの政策スタンス変更余地を緩和方向に戻すことは適切でないとして上記方針に反対した。

マネーサプライの動向についてみると、第1四半期にみられたように、最近のマネーサプライの伸びの相対的な低さは、実体経済の動きと結びついていない。このようにマネーサプライはその指

標性を低下させているが、多くのメンバーは依然として、マネーサプライの低い伸びが支出活動の拡大に貢献するような金融面の動きが生じていないことを示すサインであると考えている。

この間、マネーサプライ増加率の短期目標（92年6月→9月）は、M<sub>2</sub>、M<sub>3</sub>とも以下のように引下げられた。

|                | 前回 (%) | → | 今回 (%) |
|----------------|--------|---|--------|
| M <sub>2</sub> | 2.5    |   | 2.0    |
| M <sub>3</sub> | 1.5    |   | 0.5    |

なお、今回はハンフリー・ホーキンス法に基づき、92年中のマネーサプライのターゲットレンジ

の見直しと、93年中のターゲットレンジの暫定的設定を行ったが、92年中のターゲットレンジ（M<sub>2</sub>:2.5~6.5%、M<sub>3</sub>:1.0~5.0%）については、マネーサプライと实体经济の関係の分析がまだ不十分であることから、新しいターゲットレンジの設定は適切ではないとみられるため、現行のターゲットレンジを維持することで全メンバーが一致。また93年中のターゲットレンジについても、M<sub>2</sub>の動きの不安定要因がどの程度持続するのか不確定であることから、暫定的に92年中のレンジをそのまま適用する方針を決定。ただし93年中のターゲットレンジについて、Jordan、Phillips両理事はより低いレンジが物価安定の維持のため適切として反対した。

### 米国連邦公開市場委員会（FOMC）における政策決定の推移

|         | 開催日      | マネーサプライ短期目標 |                    |                    |                    | 基本方針     | 政策スタンス<br>変更の余地 |
|---------|----------|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------|-----------------|
|         |          | 期間          | M <sub>1</sub> (%) | M <sub>2</sub> (%) | M <sub>3</sub> (%) |          |                 |
| 91<br>年 | 3/26     | 3月→6月       | —                  | 5.5                | 3.5                | 現状維持     | 中立              |
|         | 5/14     | 3月→6月       | —                  | 4.0                | 2.0                | 現状維持     | 中立              |
|         | 7/ 2~3   | 6月→9月       | —                  | 5.5                | 3.0                | 現状維持     | 中立              |
|         | 8/20     | 6月→9月       | —                  | 0.0                | -1.0               | 現状維持     | 緩和方向            |
|         | 10/ 1    | 9月→12月      | —                  | 3.0                | 1.5                | 現状維持     | 緩和方向            |
|         | 11/ 5    | 9月→12月      | —                  | 3.0                | 1.0                | わずかながら緩め | 緩和方向            |
|         | 12/17    | 11月→3月      | —                  | 3.0                | 1.5                | 現状維持     | 緩和方向            |
| 92<br>年 | 2/ 4~5   | 12月→3月      | —                  | 3.0                | 1.5                | 現状維持     | 緩和方向            |
|         | 3/31     | 3月→6月       | —                  | 3.5                | 1.5                | 現状維持     | 緩和方向            |
|         | 5/19     | 4月→6月       | —                  | 2.5                | 1.5                | 現状維持     | 中立              |
|         | 6/30~7/1 | 6月→9月       | —                  | 2.0                | 0.5                | 現状維持     | 緩和方向            |

#### ◆米国国債の新入札方式試行開始

米国財務省は、9月3日、9月発行分の国債より、以下の要領で新入札方式を試験的に実施する旨を発表。

- ①対象…2年物および5年物国債（これら以外の国債の発行方式は従来どおり）。
- ②試行期間…本年9月発行分から93年8月発行分までの1年間。
- ③試行内容…入札方式を従来のコンベンショナル方式からダッチ方式に変更。

・コンベンショナル方式

より低い利回り（高い価格）を提示

した業者から発行予定額に達するまで順次提示利回りによって落札していく方式。

・ダッチ方式

利回りの提示とbidを繰返し、bidと発行予定額が一致するまで順次利回りを切下げ（bidが発行予定額と一致した時点の利回りで一括落札）。

#### ◆イタリア銀行、公定歩合等を1.75%ポイント引上げ

イタリア銀行は、9月4日、公定歩合および高率適用金利の各々1.75%ポイント引上げ（公定歩合13.25%→15%、高率適用金利14.75%→16.5%）を発表（即日実施）。イタリア銀行では今次利上げにつき、「為替市場の緊張が続いている状況下、EMSの現行パリティを堅持するとの加盟国政府すべての確固たる意志を踏まえて取られた措置である」とのコミニケを発表。なお同日、国庫省は緊急引締め措置として準備預金未達の場合に銀行に対して適用する罰則上乗せ金利の5%ポイント引上げ（5%→10%）を発表。

#### ◆英国政府、介入原資確保のための借入れファシリティを公表

英国政府は9月3日、ポンド防衛のための原資を確保するため、市場から100億ECU相当額の借入れファシリティを発表。本措置につき同蔵相は、「フランス国民投票の結果にかかわらず英ポンドの対ECU中心レートを維持するとの英政府の決意とその能力につき改めて証明するものである」とコメント。

（概要）

- ・借入れ可能通貨：ドイツマルク、USドル、円、スイスフラン、ECU
- ・期間：3年間
- ・金利：LIBOR+3/32%（他に手数料あり）
- ・借入れ対象行：英4大銀行を幹事行とする計18行

#### ◆北欧3か国中央銀行、通貨危機対策を相次いで発表

フィンランド、スウェーデン、ノルウェーの各中央銀行は、通貨切下げスペキュレーションの広範化から資本流出が続いている状況にかんがみ、相次いで通貨危機対策を発表。

（フィンランド中央銀行）

- ・フィンランド・マルカの対ECUベッグにおける変動幅の限界を一時的に放棄（9月8日）。
- ・政策金利（市場介入金利）を18.0%から18.45%に引上げ（9月10日）（注）。

（注）フィンランド中央銀行はマルカ防衛のために、すでに2回政策金利の引上げを実施済（15.5%→17.0%〈8月26日〉→18.0%〈9月3日〉）。

（スウェーデン中央銀行）

- ・政策金利（限界的貸出金利）を16%→24%（9月8日）→75%（9月9日）へ引上げ（注）。

（注）スウェーデン中央銀行はコロナ防衛のために、すでに2回政策金利の引上げを実施済（12%→13%〈8月20日〉→16%〈8月26日〉）。

- ・介入資金確保を目的に160億ECU相当額の外貨を調達。
- ・介入資金不足に備え150億ECU相当額の借入れファシリティを創設。

（ノルウェー中央銀行）

- ・政策金利である翌日物銀行貸出金利を1%ポイント（10%→11%）引上げるとともに、準備預金金利も2%ポイント（9%→11%）引上げ、即日実施。

#### ◆EC、EMS通貨調整を決定

EC通貨評議会（EC加盟国の大蔵大臣、中央銀行総裁が構成メンバー）は、9月13日、EMSの通貨調整に合意し、翌14日より実施する旨発表。コミニケの要旨は以下のとおり。

- ①イタリア・リラの3.5%切下げとその他通貨（ギリシャ・ドラクマを除く10通貨）の3.5%切上げ実施
- ②ドイツで金利引下げを検討（9月14日にブンデスバンク理事会を開催）
- ③イタリア政府は財政赤字の大幅削減に合意

EMS加盟通貨相互間の中心レートと上下限レート（9月14日実施）

|            | ドイツ<br>マルク<br>(D.M.) | ベルギー<br>フラン<br>(B.Fr.) | オランダ<br>ギルダー<br>(D.Gl.) | デンマーク<br>クローネ<br>(D.Kr.) | フランス<br>フラン<br>(F.Fr.) | アイルランド<br>ポンド<br>(Ir.£.) | イタリア<br>リラ<br>(Lit.) | 英 国<br>ポンド<br>(£) | スペイン<br>ペセタ<br>(Pts.) | ポルトガル<br>エスクード<br>(P.Esc.) |
|------------|----------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|----------------------|-------------------|-----------------------|----------------------------|
| D.M. 上限    |                      | 2,109.50               | 115.2350                | 390.160                  | 343.050                | 38.1825                  | 82,068.0             | 35.9970           | 6,901.70              | 9,233.60                   |
| 100マルクにつき  |                      | 2,062.55               | 112.6730                | 381.443                  | 335.386                | 37.3281                  | 80,248.8             | 33.8984           | 6,500.00              | 8,693.93                   |
| 中心         |                      | 2,016.55               | 110.1675                | 373.000                  | 327.920                | 36.4964                  | 78,462.0             | 31.9280           | 6,121.70              | 8,190.00                   |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| B.Fr. 上限   | 4.95900              |                        | 5.58700                 | 18.9143                  | 16.6310                | 1.85100                  | 3,979.30             | 1.74510           | 334.619               | 447.560                    |
| 100ベルギー・   | 4.84837              |                        | 5.46286                 | 18.4938                  | 16.2608                | 1.80981                  | 3,890.77             | 1.64352           | 315.143               | 421.513                    |
| フランにつき     | 4.74000              |                        | 5.34150                 | 18.0831                  | 15.8990                | 1.76950                  | 3,804.20             | 1.54790           | 296.802               | 396.980                    |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| D.Gl. 上限   | 90.7700              | 1,872.15               |                         | 346.240                  | 304.440                | 33.8868                  | 72,844.0             | 31.9450           | 6,125.30              | 8,190.00                   |
| 100ギルダーにつき | 88.7526              | 1,830.54               |                         | 338.537                  | 297.661                | 33.1293                  | 71,222.3             | 30.0853           | 5,758.83              | 7,715.97                   |
| 中心         | 86.7800              | 1,789.85               |                         | 331.020                  | 291.040                | 32.3939                  | 69,638.0             | 28.3340           | 5,433.10              | 7,267.00                   |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| D.Kr. 上限   | 26.8100              | 553.000                | 30.2100                 |                          | 89.9250                | 10.00870                 | 21,517.0             | 9.43610           | 1,809.40              | 2,420.10                   |
| 100デンマーク・  | 26.2162              | 540.723                | 29.5389                 |                          | 87.9257                | 9.78604                  | 21,038.3             | 8.88687           | 1,704.05              | 2,279.22                   |
| クローネにつき    | 25.6300              | 528.700                | 28.8825                 |                          | 85.9700                | 9.56830                  | 20,570.0             | 8.36970           | 1,604.90              | 2,146.60                   |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| F.Fr. 上限   | 30.4950              | 628.970                | 34.3600                 | 116.320                  |                        | 11.3830                  | 24,472.0             | 10.7320           | 2,057.80              | 2,752.40                   |
| 100フランス・   | 29.8164              | 614.977                | 33.5953                 | 113.732                  |                        | 11.1299                  | 23,927.3             | 10.1073           | 1,938.06              | 2,592.21                   |
| フランにつき     | 29.1500              | 601.295                | 32.8475                 | 111.200                  |                        | 10.8825                  | 23,395.0             | 9.5190            | 1,825.30              | 2,441.30                   |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| Ir.£. 上限   | 2.74000              | 56.5115                | 3.08700                 | 10.4511                  | 9.18900                |                          | 2,198.73             | 0.964240          | 184.892               | 247.299                    |
| 1アイルランド・   | 2.67894              | 55.2545                | 3.01848                 | 10.2186                  | 8.98480                |                          | 2,149.82             | 0.908116          | 174.131               | 232.905                    |
| ポンドにつき     | 2.61900              | 54.0250                | 2.95100                 | 9.9913                   | 8.78500                |                          | 2,101.99             | 0.855260          | 163.997               | 219.350                    |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| Lit. 上限    | 1.27450              | 26.2867                | 1.43600                 | 4.86140                  | 4.27440                | 0.475738                 |                      | 0.448520          | 86.0000               | 115.030                    |
| 1,000イタリア・ | 1.24612              | 25.7018                | 1.40405                 | 4.75325                  | 4.17932                | 0.465154                 |                      | 0.422415          | 80.9979               | 108.337                    |
| リラにつき      | 1.21850              | 25.1300                | 1.37280                 | 4.64750                  | 4.08630                | 0.454806                 |                      | 0.397830          | 76.2800               | 102.030                    |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| £ 上限       | 3.13200              | 64.6050                | 3.52950                 | 11.9479                  | 10.50550               | 1.16920                  | 2,513.64             |                   | 203.600               | 272.320                    |
| 1ポンドにつき    | 2.95000              | 60.8451                | 3.32389                 | 11.2526                  | 9.89389                | 1.10118                  | 2,367.34             |                   | 191.750               | 256.470                    |
| 中心         | 2.77800              | 57.3035                | 3.13050                 | 10.5976                  | 9.31800                | 1.03710                  | 2,229.56             |                   | 180.590               | 241.545                    |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| Pts. 上限    | 1.63300              | 33.6930                | 1.84050                 | 6.23100                  | 5.47850                | 0.609772                 | 1,310.90             | 0.553740          |                       | 142.020                    |
| 100ペセタにつき  | 1.53847              | 31.7316                | 1.73345                 | 5.86837                  | 5.15981                | 0.574281                 | 1,234.60             | 0.521514          |                       | 133.753                    |
| 中心         | 1.44900              | 29.8850                | 1.63250                 | 5.52600                  | 4.85950                | 0.540858                 | 1,162.70             | 0.491160          |                       | 125.970                    |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |
| P.Esc. 上限  | 1.22100              | 25.1900                | 1.37600                 | 4.65860                  | 4.09610                | 0.455895                 | 980.100              | 0.414000          | 79.3850               |                            |
| 100エスクード   | 1.15023              | 23.7241                | 1.29601                 | 4.38747                  | 3.85772                | 0.429360                 | 923.048              | 0.389909          | 74.7649               |                            |
| につき        | 1.08300              | 22.3435                | 1.22100                 | 4.13210                  | 3.63320                | 0.404371                 | 869.300              | 0.367220          | 70.4130               |                            |
| 下限         |                      |                        |                         |                          |                        |                          |                      |                   |                       |                            |

◆ブンデスバンク、政策金利の引下げを決定

ブンデスバンクは9月14日の臨時中央銀行理事会において、以下の政策金利の引下げを決定。

(1) 公定歩合を0.5%ポイント引下げ（15日より実施、8.75%→8.25%）。

(2) ロンバート・レートを0.25%ポイント引下げ（15日より実施、9.75%→9.50%）。

(3) 次回オペ（9月16日）を9.2%の固定金利・金額入札方式で実施。

なお、ドイツの政策金利引下げに伴い、以下の諸国が追随利下げ（かっこ内は実施日）。

- ・スイス国民銀行 公定歩合 7.0%→6.5% (15日)
- ・オーストリア国民銀行 公定歩合 8.5%→8.25% (ク)
- ロンバート・レート 9.75%→9.5% (ク)
- ・オランダ銀行 基準割引歩合 8.50%→8.25% (ク)
- 債券担保貸付歩合 9.25%→9.00% (ク)

約束手形割引歩合 9.75%→9.50% (15日)

- ・ベルギー国立銀行 公定歩合 8.50%→8.25% (ク)
- 高率適用金利 11.5%→11.0% (14日)
- 市場介入金利 9.7%→9.3% (15日)
- ・スウェーデン・リクスバンク(注) 限界的貸出金利 75%→20% (14日)

(注) なお、スウェーデン・リクスバンクでは、資本流出抑制のため16日、限界的貸出金利を20%→75%→500%と2回にわたって引上げ（ただし、21日、同金利を50%に引下げ）。

◆E C通貨評議会は英国のERMからの離脱、イタリアの介入義務の一次的放棄等を発表

E C通貨評議会は、17日、①英国のERMからの離脱、②イタリアの介入義務の一次的放棄、③スペイン・ペセタの5%切下げを発表。

本措置に伴い、英国は同日、①これに先立って引上げてきた(注)最低貸出歩合(10%→12%<16日実施>→15%<ただし、即時撤回>)を引下げる(12%→10%<即日実施>)とともに、②大量の資金不足に対応するため、銀行等に直接信用を供与(通常は割引商社経由)する例外的貸出を用意する旨発表(翌日実施、適用金利は10%)。これを受けて、ロンドン手形交換所加盟大手銀行は、最低貸出歩合にスライドして引上げたベース・レート(10%→12%<16日実施>)を引下げる(12%→10%)旨発表(即日実施)。

(注) 16日、オランダ銀行およびベルギー国立銀行は、イングランド銀行の利上げと歩調を合わせるかたちで、政策金利の引下げを発表。(かつこ内は実施日)。

- ・オランダ銀行 基準割引歩合 8.25%→8.00%(17日)  
債券担保貸付歩合 9.00%→8.75%(〃)  
約束手形割引歩合 9.50%→9.25%(〃)
- ・ベルギー国立銀行 公定歩合 8.25%→8.00%(〃)  
高率適用金利 11.00%→10.75%(16日)

### EMS加盟通貨相互間の中心レートと上下限レート(9月17日実施)

|  | ドイツ<br>マルク<br>(D.M.)          | ベルギー<br>フラン<br>(B.Fr.)           | オランダ<br>ギルダー<br>(D.Gl.)          | デンマーク<br>クローネ<br>(D.Kr.)      | フランス<br>フラン<br>(F.Fr.)        | アイルランド<br>ポンド<br>(Ir.£.)         | イタリア<br>リラ<br>(Lit.)             | スペイン<br>ペセタ<br>(Pts.)            | ポルトガル<br>エスカード<br>(P.Esc.)       |
|--|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| D.M. 上限<br>100マルクにつき<br>中心<br>下限             |                               | 2,109.50<br>2,062.55<br>2,016.55 | 115.2350<br>112.6730<br>110.1675 | 390.160<br>381.443<br>373.000 | 343.050<br>335.386<br>327.920 | 38.1825<br>37.3281<br>36.4964    | 82,068.0<br>80,248.8<br>78,462.0 | 7,262.20<br>6,842.07<br>6,443.30 | 9,233.60<br>8,693.93<br>8,190.00 |
| B.Fr. 上限<br>100ベルギー・<br>フランにつき<br>中心<br>下限   | 4.95900<br>4.84837<br>4.74000 |                                  | 5.58700<br>5.46286<br>5.34150    | 18.9143<br>18.4938<br>18.0831 | 16.6310<br>16.2608<br>15.8990 | 1.85100<br>1.80981<br>1.76950    | 3,979.30<br>3,890.77<br>3,804.20 | 352.230<br>331.729<br>312.422    | 447.560<br>421.513<br>396.980    |
| D.Gl. 上限<br>100ギルダーにつき<br>中心<br>下限           | 90.7700<br>88.7526<br>86.7800 | 1,872.15<br>1,830.54<br>1,789.85 |                                  | 346.240<br>338.537<br>331.020 | 304.440<br>297.661<br>291.040 | 33.8868<br>33.1293<br>32.3939    | 72,844.0<br>71,222.3<br>69,638.0 | 6,447.70<br>6,072.44<br>5,719.00 | 8,190.00<br>7,715.97<br>7,267.00 |
| D.Kr. 上限<br>100デンマーク・<br>クローネにつき<br>中心<br>下限 | 26.8100<br>26.2162<br>25.6300 | 553.000<br>540.723<br>528.700    | 30.2100<br>29.5389<br>28.8825    |                               | 89.9250<br>87.9257<br>85.9700 | 10.00870<br>9.78604<br>9.56830   | 21,517.0<br>21,038.3<br>20,570.0 | 1,904.60<br>1,793.73<br>1,689.30 | 2,420.10<br>2,279.22<br>2,146.60 |
| F.Fr. 上限<br>100フランス・<br>フランにつき<br>中心<br>下限   | 30.4950<br>29.8164<br>29.1500 | 628.970<br>614.977<br>601.295    | 34.3600<br>33.5953<br>32.8475    | 116.320<br>113.732<br>111.200 |                               | 11.3830<br>11.1299<br>10.8825    | 24,472.0<br>23,927.3<br>23,395.0 | 2,166.10<br>2,040.06<br>1,921.30 | 2,752.40<br>2,592.21<br>2,441.30 |
| Ir.£. 上限<br>1アイルランド・<br>ポンドにつき<br>中心<br>下限   | 2.74000<br>2.67894<br>2.61900 | 56.5115<br>55.2545<br>54.0250    | 3.08700<br>3.01848<br>2.95100    | 10.4511<br>10.2186<br>9.9913  | 9.18900<br>8.98480<br>8.78500 |                                  | 2,198.73<br>2,149.82<br>2,101.99 | 194.623<br>183.295<br>172.627    | 247.299<br>232.905<br>219.350    |
| Lit. 上限<br>1,000イタリア・<br>リラにつき<br>中心<br>下限   | 1.27450<br>1.24612<br>1.21850 | 26.2867<br>25.7018<br>25.1300    | 1.43600<br>1.40405<br>1.37280    | 4.86140<br>4.75325<br>4.64750 | 4.27440<br>4.17932<br>4.08630 | 0.475738<br>0.465154<br>0.454806 |                                  | 90.5300<br>85.2606<br>80.2900    | 115.030<br>108.337<br>102.030    |
| Pts. 上限<br>100ペセタにつき<br>中心<br>下限             | 1.55200<br>1.46155<br>1.37700 | 32.0080<br>30.1451<br>28.3905    | 1.74856<br>1.64679<br>1.55094    | 5.91960<br>5.57496<br>5.25040 | 5.20480<br>4.90182<br>4.61650 | 0.579284<br>0.545568<br>0.513816 | 1,245.40<br>1,172.87<br>1,104.60 |                                  | 134.920<br>127.065<br>119.670    |
| P.Esc. 上限<br>100エスカード<br>につき<br>中心<br>下限     | 1.22100<br>1.15023<br>1.08300 | 25.1900<br>23.7241<br>22.3435    | 1.37600<br>1.29601<br>1.22100    | 4.65860<br>4.38747<br>4.13210 | 4.09610<br>3.85772<br>3.63320 | 0.455895<br>0.429360<br>0.404371 | 980.100<br>923.048<br>869.300    | 83.5630<br>78.6999<br>74.1180    |                                  |

#### ◆フランス、国民投票で欧州同盟条約批准を可決

フランスでは、9月20日、欧州同盟条約批准の可否を問う国民投票が実施され、賛成51.05%、反対48.95%の僅差で同条約の批准を可決した。

#### ◆フランスおよびドイツの蔵相・中央銀行総裁は、

フラン防衛の緊急共同コミュニケを発表するとともに、フランス銀行は政策金利を引上げ

フランスおよびドイツの蔵相・中央銀行総裁は、フランス・フラン切下げの思惑の鎮静化を企図して、

9月23日、「現行の両国通貨中心相場は両国の経済実態を正しく反映したものであり、いかなる相場変更も正当化されない。両国は今後もEMSのルールに従い行動を続ける」旨の共同コミュニケを発表した。

またフランス銀行は、同日、5～10日もの現先金利を2.5%引上げる（10.5%→13.0%）旨発表した（即日実施）。

#### ◆英国、ベース・レートを1%引下げ

イングランド銀行は、9月22日、割引商社向け貸出金利を1.0%引下げる（10%→9%、即日実施）とともに、市場介入金利（買いオペ、期間1～14日物）も1.0%引下げる（9.875%→8.875%）旨発表した。これを受けて、ロンドン手形交換所加盟大手銀行はベース・レートを1.0%引下げる（10.0%→9.0%）旨発表し、即日実施した。

#### ◆フィリピン政府、外為規制緩和策を発表

ラモス大統領は、8月10日、外資誘致の促進を

狙って大幅な外為規制緩和策を発表。骨子以下のとおり。

- ①輸出業者等の外貨収入金額につき、外貨保有を認可（従来は外貨収入の60%以上をペソ転換する必要）。
- ②居住者の外貨取得に関する事前認可の廃止。
- ③金輸出の自由化。
- ④居住者の百万ドルまでの対外投資に関する事前届出の廃止。

#### ◆豪州、1992/93年度予算案を発表

オーストラリア政府は、8月18日、92/93年度（92年7～93年6月）の予算案を議会に提出。同予算案によれば、歳入が景気回復の遅れを主因とする税収伸び悩みから前年度比+3.4%と小幅の伸びにとどまるのに対し、歳出が景気挺子入れを企図した公共投資の拡大や雇用対策関連の支出増から同+7.1%と比較的高い伸びを示すため、収支尻では△134億豪ドルと前年度（△93億豪ドル）比赤字幅拡大。